

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)に定められている量の見込みの参酌標準

教育・保育の参酌標準

事項	内容
法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事項	内容
利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。 一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

